

令和 5 年 度

奈良市職員（職務経験者）採用試験案内

令和 6 年 4 月採用予定者の採用試験を次のとおり行います。

申込方法：奈良市ホームページ内掲載の申込専用フォーム（LoGo フォーム）より

申し込んでください（3～4 ページ参照）。

受付期間：令和 5 年 9 月 22 日（金）～10 月 15 日（日）23:59

※郵送及び持参による受付はありませんので、必ずインターネットで申し込んでください。

I 職種・採用予定人数・受験資格等

試験・職種	採用予定 人数(程度)	年齢	職務経験・資格・免許等 (令和 5 年 9 月 30 日現在)
土木職	5 人	昭和 43 年(1968 年) 4 月 2 日から平成 8 年 (1996 年)4 月 1 日ま でに生まれた人	学校教育法による大学、短期大学(注 1)、高等学校 を卒業した人(土木職・建築職・電気職・機械職は専 門課程)で、民間企業等における職務経験が平成 28 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの間に 5 年以上ある人
建築職	若干名		
電気職	若干名		
機械職	若干名		
保健師	若干名	昭和 43 年(1968 年) 4 月 2 日から平成 5 年 (1993 年)4 月 1 日ま でに生まれた人	保健師の免許を持っている人で、有資格者としての 職務経験が平成 23 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの間に 5 年以上ある人
精神保健福祉士	若干名	昭和 43 年(1968 年) 4 月 2 日から平成 7 年 (1995 年)4 月 1 日ま でに生まれた人	精神保健福祉士の資格を持っている人で、有資格者 としての職務経験が平成 23 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの間に 5 年以上ある人
臨床心理士	若干名	昭和 43 年(1968 年) 4 月 2 日から平成 5 年 (1993 年)4 月 1 日ま でに生まれた人	臨床心理士又は公認心理師の資格を持っている人 で、有資格者としての職務経験が平成 23 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの間に 5 年以上ある 人

※受験申込は、同時期に募集する他の試験案内も含めて一つの職種に限ります。複数の職種での受験はできません。

※試験の結果、適任者がいない場合は、採用を見合わせる場合があります。

○次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 奈良市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている者（採用予定日において制限のない者を除く）

○受験申込や試験当日に何らかの配慮を必要とする人は、必ず、申込専用フォームにご入力ください。ただし、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もありますので、事前にご相談ください。

※使用する器具等がある場合は各自で準備してください。

2 職務経験

■職務経験の取扱について

- ① 受験資格に定める職務経験とは、雇用形態にかかわらず、一つの企業等に1週間当たり29時間以上の勤務したものを指します。
- ② 「民間企業における職務経験」には、会社員、団体職員、公務員（奈良市の正職員は除く。）、自営業者等としての職務経験が該当します。
- ③ 平成28年4月1日（保健師、精神保健福祉士、臨床心理士は平成23年4月1日）から令和5年9月30日までの期間外の職務経験は、受験資格に定める職務経験に算入できません。
- ④ 職務経験が複数ある場合は、1月以上継続して勤務していた職務経験に限り算入できます。（同時期に複数の企業等に勤務していた場合は、いずれか一方のみを算入できます。）
- ⑤ 第3次試験合格後、職務経験に関する受験資格を証明するため、職歴証明書等の証明書類を提出する必要があります。

■職務経験の計算について

- ① 年数は、勤務を開始した日（起算日）から翌年の起算日に相当する日の前日（応当日前日）までを1年として計算します。
(例1) H30.2.1~R2.1.31 → 2年
(例2) H28.9.7~R1.9.6 → 3年
- ② 月数は、起算日から翌月の応当日前日までを1月として計算します。
(例1) H28.4.16~R4.3.15 → 5年11月
(例2) H30.5.19~H30.11.18 → 6月
※起算日が30日又は31日で、2月末日まで勤務していた場合は、2月末日を応当日前日とみなします。
(例) H29.7.31~R3.2.29 → 3年7月
(例2) H28.8.2~R3.5.31…4年9月+30日 → 4年10月
- ③ 応当日前日より前に勤務が終了した場合は、その月の前月の応当日前日までの月数を計算し、残りの日数は切り捨てます。ただし、残りの日数が30日になる場合は1月として計算します。
(例1) H29.10.30~R2.5.23…2年6月+24日 → 2年6月
(例2) H28.8.2~R3.5.31…4年9月+30日 → 4年10月

3 試験日・会場・内容・合格発表等

	対象者	試験種類	試験日・試験会場	合格発表
第1次試験	受験者全員	書類選考	申込時に入力された内容による選考	10月下旬 予定
第2次試験	第1次試験 合格者全員	性格検査 (SPI3)	受検依頼メールで指定した日から令和5年11月5日(予定)までの期間のうち、受験者が選択する日時 ※インターネット上で受検	11月中旬 予定
		個別面接	【日時】11月上旬(予定) 【試験会場】奈良市役所	
	土木・建築・ 電気・機械職	専門試験	【日時】11月11日(土) 【試験会場】奈良市役所	
第3次試験	第2次試験 合格者全員	個別面接	【日時】11月下旬(予定) 【試験会場】奈良市役所	11月下旬 ～ 12月上旬 予定

- (注1) SPI3については、第1次試験合格者のエントリーしたメールアドレスにURLが送信されますので、自宅などのインターネット上で適正検査を受検してください。
- (注2) 各試験で指定された日時は、変更することができません。いずれの試験も、欠席又は棄権した場合は、それ以後の試験を受けられません。
- (注3) 災害等により試験内容や日程等を変更する場合は、奈良市ホームページにおいてお知らせします。
- (注4) 採用試験に係る経費については、奈良市民の方々に納めていただいた貴重な税金で賄います。申し込みを行った場合は、必ず受検してください。また、やむを得ない理由で受検できなくなった場合は、必ず奈良市職員任用試験委員会に事前に連絡を行い、無断で欠席することのないよう注意してください。

4 受験手続の注意事項

- (注1) 奈良市ホームページ又は以下のURLやQRコードを読み取り、申込専用フォームより申し込んでください。
※携帯電話のメールアドレスを登録した場合や誤入力、通信回線の障害等により、奈良市などからのメールが受信できず、申し込みできない場合があります。これらの場合で受検できなかったときは、一切責任を負いませんのでご注意ください。
- (注2) スマートフォンからの入力も可能です。
- (注3) 申込画面では、受験職種や学歴のほか、志望動機などの文章入力も必要ですので、必ず事前に画面で入力項目・注意事項を確認し、準備した上で申し込んでください(一時保存機能はあります)。
- (注4) 送信後、受験番号(アルファベット-4桁の番号。「受付番号」とは異なります)が表示されます。また、受験番号は、登録したメールアドレス宛に自動で届く送信完了メール内にも表示されています。受験番号が表示されない、送信完了メールが届かない場合は申込ができていない可能性がありますので、奈良市職員任用試験委員会に必ずお問合せください。

(注5) 試験当日に何らかの配慮を必要とする人は、必ず申込専用フォーム内の該当箇所にご入力ください。

(注6) 申込みは1回です。重複申込の場合は、最初に入力した内容が書類選考の対象となります。申込送信以降、申込内容の変更はできませんので、内容に不備がないか必ず確認してください。

◆エントリー申込専用フォーム (LoGo フォーム)

URL : <https://logofrm.jp/form/p6et/345816>



QRコード▶

注 意 次の場合は、選考しません。

- ・入力（記載）漏れ（メールアドレスや本人署名欄、質問に対する回答など）がある。
- ・受験資格に該当していない。
- ・インターネット以外での申し込み。

※ 第3次試験合格後の提出書類 (注) 提出書類は、一切お返ししません。

対象者	提出書類
最終合格者全員	最終学校の卒業証明書
保健師、精神保健福祉士、臨床心理士、 の最終合格者	資格・免許の取得を証明する書類の写し

5 合格発表

- (1) **合格発表は、奈良市ホームページで掲載しますので、自身の合否結果を必ずホームページで確認してください。個別通知はしません。**電話での合否の照会には応じません。
- (2) 第2次試験以降の試験日時等の詳細は、**合格発表と併せてホームページに掲載します。**各試験の合格者は、必ずホームページで試験日時等を確認してください。
- (3) 第3次試験のみ、受験者全員に合否結果を文書でも通知します。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、第3次試験合格発表日に作成する採用候補者名簿に登載し、令和6年4月に採用の予定です。ただし、欠員の状況等に応じて、それ以前にも、本人の同意を得た上で採用する場合があります。なお、受験資格である各種資格・免許の取得見込者については、資格・免許の取得等がなされた日以後に採用の予定です。
- (2) 最終合格者以外に、不合格者の成績上位者から繰上合格候補者を決定することがあります。最終合格者から採用辞退等が生じた場合は、繰上合格候補者の成績上位者から最終合格者への繰上補充を行います。
- (3) 採用候補者名簿は、原則として1年間有効です。例年、本人辞退や本人の帰責による場合等を除いて、最終合格者全員が採用予定日に採用されています。
- (4) 最終合格者のうち、卒業見込みの人については令和6年3月31日までに卒業できなかった場合及び資格又は免許を必要とする職種の人については所定の時期までに取得又は登録できなかった場合は、採用候補者名簿から抹消します。
- (5) 受験資格がないことや記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

7 試験結果の開示

- (1) 各試験の結果(総合順位、総合得点及び試験種類別得点)について、個人情報の保護に関する法律第 69 条に基づき、成績開示を下記の専用フォームより請求することができます。電話等による請求は、できません。
- (2) 成績開示を請求する人は、各試験合格発表の日から3カ月以内に、奈良市ホームページの以下の URL または QR コードより申し込んでください。
- (3) 成績は、開示請求メール受信から約 2 週間以内にエントリー申込専用フォームに登録されたメールアドレスに返信します。
※各試験種類においては、最低限必要な得点を「基準点」として定めている場合があります。その場合に、基準点に達しない試験が 1 つでも存在する受験者は、他の試験種類の成績にかかわらず不合格となります。

◆成績開示申込専用フォーム

URL : <https://logoform.jp/form/p6et/352853>

QR コード 



8 主な職務内容及び勤務条件

試験・職種	主な職務内容
土木職	市長事務部局又は企業局(上下水道関係)において、道路、河川、上下水道等の公共事業に係る企画、設計、工事管理・監督等の土木に関する専門業務に従事します。
建築職	市長事務部局や企業局(上下水道関係)等において、公共建築物の設計、工事管理・監督等及び建築基準法に基づく確認、検査、許可等の建築に関する専門業務に従事します。
電気職	市長事務部局や企業局(上下水道関係)等において公共建設物の設計、工事監督、維持管理、機械操作等の電気に関する専門業務に従事します。
機械職	市長事務部局や企業局(上下水道関係)等において公共建設物の設計、工事監督、維持管理、機械操作等の機械に関する専門業務に従事します。
保健師	市長事務部局において、市民の健康管理、健康相談、保健衛生指導等の業務に従事します。
精神保健福祉士	市長事務部局における児童福祉、障がい福祉等の社会福祉分野において、精神保健福祉に関する業務に従事します。
臨床心理士	市長事務部局又は教育委員会事務局において、児童虐待の対応と防止のための業務や、子ども・保護者等の精神発達面、言語面における心理検査、心理相談、親へのカウンセリング等の業務に従事します。

(注) 基本的な勤務時間は、1 週間当たり 38 時間 45 分ですが、交替制勤務の場合もあります。

配属される部署によって、これら以外の業務に従事する場合があります。

9 給与額の例

試験・職種	初任給 <地域手当含む>	備考(年齢は入庁年度の満年齢)
土木職 建築職 電気職 機械職	234,520 円程度	年齢が29歳で、大学卒業後、経験年数が6年の場合
	270,710 円程度	年齢が34歳で、大学卒業後、経験年数が11年の場合
	316,140 円程度	年齢が39歳で、大学卒業後、経験年数が16年の場合
	360,030 円程度	年齢が46歳で、大学卒業後、経験年数が23年の場合
保健師 精神保健福祉士	253,990 円前後	年齢が31歳で、大学卒業後、経験年数が8年の場合
	350,900 円前後	年齢が44歳で、大学卒業後、経験年数が21年の場合
臨床心理士	263,340 円程度	年齢が33歳で、大学院修了後、経験年数が8年の場合
	353,870 円程度	年齢が45歳で、大学院修了後、経験年数が20年の場合

※上記の他に、期末・勤勉手当が支給され、通勤手当、扶養手当、住居手当、特殊勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

※初任給は採用前の経歴等に応じ、一定の基準に基づいて決定されるので個人によって異なることがあります。

※採用前に給与条例等の改正があった場合は、改正後の規定による支給となります。

※市の財政健全化に資することを目的に、職責に応じて給料月額の見直しを行う場合があります。

10 FAQ

質問	回答
面接の日程を変更することはできますか？	原則、どの試験も日程を変更することはできません。指定された日時に受験するようにしてください。ただし、現職の都合等で受験が困難な場合は可能な範囲で対応しますので奈良市職員任用試験委員会まで問い合わせてください。
契約社員や派遣社員の経験年数の取扱いはどうしたらよいですか？	例えば6ヶ月ごとの雇用契約であった場合、企業・団体等に継続していた期間を経験年数として通算できます。
同じ企業・団体等で、雇用形態が変わった場合(契約社員から正社員など)の経験年数の取扱いはどうしたらよいですか？	週29時間以上の勤務であって、同じ企業・団体等に継続して勤務をしていれば、通算できます。

質 問	回 答
受験資格に該当する会社が倒産しているのですが、受験できますか？	受験資格を満たしていれば、受験は可能ですが、最終試験までに受験資格に定める職務経験の証明のために、雇用期間と1週間の勤務時間などが分かる書類が必要になります。客観的な証明のできる書類（雇用保険受給資格者証等）を用意し、必ず奈良市職員任用試験委員会に問い合わせてください。
出向により、別の会社に勤務した期間は通算できますか？	職歴証明書により、元の会社に在籍したままの出向であったことが証明できれば、元の会社での職務経験として通算できます。退職派遣など、一度退職しているような場合は通算できません。
会社名が変更（合併等も含む）になったが、継続して通算できますか？	会社名が変更されても、その会社が元は同一であることと、本人がその会社に継続して勤務していたことが職歴証明書で証明できれば通算できます。
身体に障がいがありますが、受験に際して配慮をしてもらえますか？	身体に障がい等があり、試験当日に車椅子を使用するなど受験に際して配慮が必要な方は、必ず申込みの際に申込フォーム内の該当箇所にご入力ください。
自営業の場合は、何を提出すればよいですか？	事業所の代表者名で作成する職歴証明書のほかに、営業時間・営業日、開業期間などを客観的に証明できる書類を用意し、奈良市職員任用試験委員会まで問い合わせてください。
前職の経験が活かされる配属となるのですか？	配属に当たっては、これまでに培ってきた知識、経験等を活かした職務に就いていただく予定です。しかし場合によっては、能力、適性、実績を活かして幅広い職務分野に就いていただくこともあります。

11 その他

問合せ先	奈良市職員任用試験委員会（奈良市役所人事課内） 奈良市二条大路南一丁目1番1号 電話（0742）34-4821（直通） 平日午前8時30分～午後5時15分 メール:saiyo@city.nara.lg.jp
インターネット	https://www.city.nara.lg.jp/ にて情報を提供しています。 メールや電話等による採用試験案内や試験に関する問合せには応じられません。